

第四十六回帝國議會
衆議院
西比利亞引揚ノ爲損害ヲ被リタル者等ノ救恤ニ關スル法律案

西比利亞引揚ノ爲損害ヲ被リタル者等ノ救恤ニ關スル法律案
案
露國政變及事變ニ關スル被害者救済並對露貿易企業促進ニ
關スル建議案
對露被害者救済並企業貿易促進ニ關スル建議案
青島被災民救恤ニ關スル建議案

委員會會議錄(速記)第二回

會議

大正十二年三月十三日午前十一時開議

出席委員左ノ如シ

委員長 麓 純義君

理事 梅田 潔君

矢野 丑乙君 北山 一郎君

川崎 克君 一柳仲次郎君

佐々木平次郎君

出席政府委員左ノ如シ

外務次官 田中 都吉君

外務書記官 東郷 茂德君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

西比利亞引揚ノ爲損害ヲ被リタル者等ノ救恤ニ關スル
法律案(政府提出)

○麓委員長 ソレデハ西比利亞引揚ノ爲損害ヲ被リタル者
等ノ救恤ニ關スル法律案ノ委員會ヲ開キマス、是ハモウ質
疑ハアリマスマイネ

○川崎委員 大藏大臣ニ出席ヲ求メタルデスカ、ドウナリ
マシタ

○麓委員長 大藏大臣ハ午前ハ來レヌサウデス

○川崎委員 ソレデハ其法律案ノ質問タケ打切ッテ戴イテ、
ソレカラ其法律案ニ對シテ附帶的ノ決議ヲシタイト思フノ
デスカ……

○麓委員長 ソレハ宜ウゴザイマセウ——ソレデハ質疑ハ
終了シタモノト認メマス、直ニ討論ニ移リマス

○川崎委員 此救恤案ニ對シマシテ、私共ハ第四十五議會
ノ院議トナッテ居リマスル議決ノ先例ニ鑑ミマシテ、此案ニ
附帶シタル決議ヲ致シタイト思ヒマス、而シテ此案ト共ニ
喰付ケテ上院ニ送付セラレタイト云フコトヲ希望スルノデ
アリマス、其附帶決議ハ「政府ハ速ニ露國政變及西比利亞事
變並撤兵ノ爲ニ被リタル損害ヲ救済スヘシ」ト云フノデア
リマス、此中露國政變及西比利亞事變ノ爲ニ損害ヲ被リタ
ル者ニ付テハ、之ヲ救済スベシト云フコトハ、昨年ノ三月二
十五日ノ露國政變西比利亞事變ノ救済ニ關スル委員會ニ於
テ、滿場一致ヲ以テ可決シマシテ、翌二十六日ノ本會議ニ
報告セラレテ、院議トナッテ居ルノデアリマス、此度ハ撤兵
ノ爲ニ引揚ゲラシタ事ニ付テノ救恤費ノ法律案ガ出デタ

ノデアリマス、矢張是ト同ジ意味ニ於テ、撤兵ノ爲ニ被リタ
ル損害ヲ更ニ此處ニ追加ヲ致シマシテ、サウシテ救恤案ニ
附加ヘテ、此決議ヲ致シタイト思ヒマス

○矢野委員 只今川崎君ノ御發議モアリマシタガ、私モ救
済金百五十萬圓ハドウモ不足デイカストハ思ヒマスケレド
モ、段々政府ノ精明モアリマシテ、已ムヲ得ナイト思ヒマス
カラ、之ヲ認ムルコトニ賛成ヲ致シマス、尙ホ附帶條件ハ最
モ適當ナルコト、信ジマスカラ、是ハ双手ヲ舉ゲテ賛成ヲ
致シマス

○佐々木委員 私モ只今ノ趣旨ニ賛成ヲ致シマス

○一柳委員 私ハ本案ノ第六條ニ修正ヲ加ヘタイト思ヒマ
ス、其理由ハ申請期日ガ七月三十一日トナッテ居リマスルガ、
前年ノ救恤モ七月三十一日デアリマシテ、其後審査會ヲ開
カレテ居リマスケレドモ、今尙ホ四十五議會決定サレマ
シタモノガ、彼ノ救恤ヲ受クベキ人ハ未ダ交付ヲ受ケテ居
ナイト云フヤウナ狀態デアリマス、此本年ノ案ニ現ハレタ
百五十萬圓ト云フ金額モ至ッテ不足デアルト云フコトハ、委
員御一同ノ御意見ノヤウデアリマス、併セテ附帶條
件ヲ附シテ此案ヲ賛成スルト云フコトニナッテ居リマシテ、
尙ホ之ニ對シテハ相當ノ救済ヲスベシト云フコトニナルノ
デアリマスルガ、茲ニ救済ヲ受クベキ人ハ最モ困難ノ場合
ニ立ッテ居ルノデアリマシテ、寧ロ金ノ多イト云フヨリモ、
一日モ早く救恤金交付ヲ受クルト云フコトハ、多クノ人ニ
非常ニ便利ニモナリ、利益ニモナラウト思フノデアリマス、
政府ガ幸ニ御同意下サルナラバ大變結構ナ事デアルト思フ、
私ハ之ヲ六月三十日ト修正シタイト云フ意見ヲ提出致シ
マス

○鈴木委員 只今第六條ノ七月三十一日ヲ六月三十日ト、
一箇月短縮スルト云フ御説ガ出テ居リマス、是ハ昨日モ問
題ニナッタノデアッテ、委員諸君ノ御希望ハ一箇月繰上ゲニ
ナッタノデアリマス、併シ政府デハドウモ色々ノ手續ノ上ニ
於テ困ルト云フヤウナ意味ノ御言明モアッタ譯デアリマス
ルガ、是ハ六月ト云フコトニ委員會デ修正ヲ致シマシタナ
ラバ政府ニ於テモ強テ不同意ハナカラウト思ヒマスカラ
只今一柳君ノ御動議ニ賛成ヲ致シマシテ、六月三十日ト云
フコトニ致シタイト思ヒマス、次ニ只今川崎君ヨリ附帶條
件ノ御提出ガアッタノデアリマスルガ、是ハ當然賛成致シタ

イト思フ、此事ハ單ニ此案ニ對スル附帶條件デハアリマス
ルガ、是ハ頗ル重大ナル意味ヲ含シデ居ル事デアリマシテ、
單純ニ損害ヲ被リタル者ノ救済ニ止マラシメテ、將來ニ於
テ露西亞或ハ西比利亞等ニ事業ヲ經營シ、發展ヲ圖ル上ニ
於キマシテ極メテ必要ナルコト、考ヘマスルノデ、單純ニ
救済ヲ希望スルト云フ許リデハナイ、其他ニモ重大ナル意
味ヲ含シデ居ルト云フコトニ於テ、私ハ此希望條件ニモ贊
成ヲ表スル者デアリマス

○佐々木委員 私ハ一柳君ノ此第六條ヲ修正スルコトノ御
趣旨ニハ反對デハアリマセヌ、即チ一柳君ノ御説明ヲ承
リマスルト云フト、成可ク早ク——斯ウ云フ救恤事務ノ如
キハ一日モ早イ方ガ宜シイ、斯ウ云フ御趣旨ニ依ッテ此申請
期日ヲ一月繰上ゲタ方ガ宜カラウ、斯ウ云フ御趣旨ニハ異
議アリマセヌ、併ナガラ兩院ヲ通過シマシテ、サウシテ法律
トシテ御裁可ノ上ニ公布ニナルノハ、早クモ四月デナケレ
バ手續ガ完了サレナカラウト思ヒマス、サウシマス六月
ニナルト、極メテ短時日デアリマスノデ、西比利亞方面ニ活
動セラレテ居ル人ハ、遠ク或ハ樺太、北海道、又ハ九州各地
ニ存在セラレテ居ルコト、思ヒマスルシ、又地方官ヲ經テ
出テ來ルノデアリマスカラ、餘リニ急グ爲メ却テ其申請ス
ル時期ヲ誤リ、却テ又此救恤ノ趣旨ニ副ハス事ニナリハシ
ナイカト云フコトヲ杞憂スル者デアリマス、詰リ七月三十
一日トアリマスカラ、是ハ最終ノ期日デアリマスノデ、本法
ガ公布ニナリマシタラ、其翌日カラデモ受理スルノデアリ
マスカラ、此際政府ニ十分ノ注意ヲ促シテ、サウシテ其意味
ニ於テ私ハ原案ニ賛成致シタイト思ヒマス

○麓委員長 一寸政府委員ニ御同致シマスガ、六條ノ七月
三十一日ト云フノヲ六月三十日ニ繰上ゲルト云フ修正ガ出
テ居リマス……

○岩切委員 只今六條ノ修正ト云フ問題デアリマスガ御修
正案ノ如ク改メラレタルモノナラバ、早イ方ガ極メテ仕合ダ
ラウト思フノデアリマスガ、又出來ナイモノヲ、強テ修正ヲ
無理押ニスルト云フコトモ如何ナルモノカト思ヒマスガ、
政府委員ノ方ガ御見エニナリマシタカラ、御意見ヲ聽イテ
見タラドウカト思ヒマス

○東郷政府委員 一寸只今ノ修正案ニ付キマシテ政府當局
ノ考ヲ御述ベ致シマス、成程救恤ガ遅クナルト云フコトニ

付キマシテハ、寔ニ政府ニ於テモ遺憾トスル所デアリマス、成タケ救恤ヲ早クシタイト云フ意思ハ十分ニ持ッテ居リマス、併シ此申請ニ付キマシテハ、各地方長官ヲ經由シテ當該被害者ニ洩ナク通知スルト云フ必要カラ、大分時日ヲ要スルコトニナリマス、又被害者ノ性質カラ見マシテ、相當ノ餘日ヲ與ヘルコトガドウシテモ必要デアラウト存ズルノデアリマス、殊ニ昨年ノ實例カラ申スト、七月三十一日ニ漸ク取揃ッタル云フヤウナ事情モアリマス、現ニ昨年ニ於キマシテハ新聞ニモ三遍、四遍ダツタと思ヒマス、掲載致シマシテ、ソレヲ督促シテ、漸ク七月三十一日ニ取揃ッタル云フコトモアリマス、此期日ハ餘リニ短縮致シマス、先ニ中シマシタ通り申請者ニ十分行届カナイ、又申請者カラ十分ナル事項ヲ揃ヘテ申請スルコトガ出來ナイダラウト云フ懸念ガアリマス、政府當局トシテハ此期日ハ決シテ無益ニ延長スルト云フノデナイ、却テ七月三十一日ノ原案ノ時期ガ最モ適切デアルト信ジテ居ルノデアリマス

○岩切委員 只今政府委員ノ御説明ガアツタ如ク、私モ定メシヤウ云フ事情ガアルダラウト思フノデアリマス、既ニ救恤ヲシテ呉レルト云フ以上ハ、完全ニ出來ル方ガ宜イト思フシ、又三十日位ノコトハ五十歩百歩デアラウト思ヒマス、是ハ成ベク完全ニ行渡ルト云フ點カラ、原案通りヤッテハドウ云フモノデアリマセウカ

○一柳委員 多數ガサウ云フ御意見ナラバ撤回シテモ宜シウゴザイマスガ、昨年ハ露領各地ニ救恤ヲスル人ガ存在シテ居ッタノデアリマス、現在ノ所ハ殆ド日本ニ引揚ゲテ居ル、浦潮ニ僅ニ五百内外ノ人ガ殘ッテ居ルノデアリマス、奥地迄ク散在ラシテ居ル人ハ、或ハ手遅レヲスル虞レガアルカモ知レマセヌガ、今日デハ殆ド無イノデアリマス、爲ス事モナク浦潮ニ手ヲ束ネテ居ル次第デアリマス、近頃九州ニ大會ヲ開カレ、大阪ニ大會ヲ開カレ、救恤ニ大會ヲ開カレ、浦潮ニハ數回大會ヲ開カレテ、救恤ニ付テ相談シテ居ルヤウナ次第デアリマス、此狀態ヲ知リ、此案ガ法律案トナッテ出マシタナラバ、必ズ彼ノ人等ハ相當ノ準備ガ出來テ居ルノデアリマス、申請ハ直ニスルモノト思ヒマス、昨年ノ例ト今年ノ例トハ餘程異ナ居ル、昨日モ歐米局長ニ一寸私ハ相談ヲ試ミマシタガ、委員ノ諸氏ガ總テ御同意デアルナラバ、政府ハ出來ヌコトモアルマイト云フ内意ヲ洩シテオキデマアリマシタ、私ノ考トシテハ此僅ナモノヲ以テ救恤ニ充テル場合デアリマス、受ケルト云フ方ハ全ク業ヲ失ヒ、何事モ爲スコトノ出來ナイ、殆ド大會ノ狀態ナドヲ見マス、上京委員ニ對シテ電報ヲ發スルニ電報料モナイ、大會ニ臨ム旅費モナイト云フ狀態ニ居ルノデアリマス、私ハ一日モ早ク彼ノ人等ニ對スル救恤ハ交付スル方ガ、其目的ヲ達

スルモノト思フノデアリマス、ドウゾ尙ホ御審議下サイマシテ、幸ニ御賛成ヲ下サレバ結構デアル

○川崎委員 只今ノ一柳君ノ提案ニ付テ多少議論モアルヤウデスカラ、此會ハ成ベク相談デ纏マルナラバ纏メタイト思ヒマス、一寸速記ヲ止メテ政府委員ノ方ト御相談ヲシタラ如何ナモノデスカ

○麓委員長 御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○麓委員長 ソレデハ暫ク速記ヲ止メマス

〔此間速記中止〕

○麓委員長 ソレデハ引續キ速記ヲ附シマス

○一柳委員 只今ノ自分ノ修正案ハ、當局ト御打合ノ上、成ベク審査ヲ早ク終了スルト云フ御答デアリマス、撤回ヲ致シテ置キマス

○麓委員長 別ニ意見ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○麓委員長 川崎君ノ提案サレマシタ附帶ノ決議事項、政府ハ速ニ露國政府及西比利亞事變並撤兵ノ爲ニ被リタル損害ヲ救済スヘシ、此決議ニハ御異議アリマスマイ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○麓委員長 此決議ヲ附帶シテ原案ニ異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○麓委員長 ソレデハ此西比利亞引揚ノ爲損害ヲ被リタル者等ノ救恤ニ關スル法律案ハ可決致シマシタ、ソレカラ露國政變及事變ニ關スル被害者救済並對露貿易企業促進ニ關スル建議案、對露被害者救済並企業貿易促進ニ關スル建議案、青島罹災民救恤ニ關スル建議案ハ、總理大臣並ニ大藏大臣ノ出席ヲ求メラレテ居リマス、其都合ヲ聞イテ更ニ開クコトニ致シタイ、御異議アリマセヌカ

○川崎委員 委員長ノ御答ト通リ願ヒマス

○麓委員長 ソレデハサウ云フコトニ致シマシテ、今日ハ散會致シマス

午前十一時三十五分散會